

低所得世帯対象 子どもに5万円

福井市、補正予算専決処分

福井市は十三日、一億五千九百八十万円の二〇二一年度一般会計補正予算を専決処分した。低所得者の子育て世帯に対し、十八歳以下の子ども一人につき一律五万円を給付する。

新型コロナウイルスの影響長期化を受けた国の生活支援策に対応した措置。対象は▽二一年四月分の児童扶養手当受給者▽公的年金給付などを受けていることで児童扶養手当の支給を受けていない▽低所得者のひとり親世帯のうち、コロナ

禍の影響で収入が児童扶養手当対象の水準に低下した世帯。

市子ども福祉課では、対象児童を二千百二十七人、支給先は二千六十二世帯と見込む。十九日に案内通知を発送する予定で、児童扶養手当受給者には三十日に登録口座に振り込む。それ以外の対象者は申請が必要

で、給付は五月以降となる見通し。

補正後の二一年度一般会計の累計は千百六十九億八千三百八十万円。(北原愛)